

個人賛助会員規約

1) 目的

この規約は、国際色彩診断治療研究会が定款第七条の規定により設置している会員資格において、個人賛助会員規約を定め、もって外部関係者の国際色彩診断治療研究会に対する協力・理解を高めることにより、国際色彩診断治療研究会の医療活動の推進に資することを目的とする。

2) 資格

個人賛助会員資格を有する者は、国際色彩診断治療研究会の主旨に賛同し、国際色彩診断治療研究会医療行事の円滑な実施に協力しようとする者とする。

3) 個人賛助会員に対する許可項目

国際色彩診断治療研究会は、1) 目的を達成するため、個人賛助会員に対し、次の項目を許可する。

- (1) 国際色彩診断治療研究会が主催する総会・講習会への参加。
- (2) 国際色彩診断治療研究会が主催する総会での発表。
- (3) 国際色彩診断治療研究会が制作した資料等の配布。
- (4) 国際色彩診断治療研究会が制作した探索棒とカラー布の購入。
- (5) その他1) 目的を達成するために必要な項目。

4) 加入

- (1) 個人賛助会員の資格を得たい者は、正会員である推薦者が必要である。
- (2) 前項の諾否は、理事会において決し、理事全員の承諾があつて決定する。
- (3) 個人賛助会員として加入しようとする者は、別に定めるところにより入会金を納付するものとする。

5) 会費

- (1) 個人賛助会員は、入会費、年会費を納入するものとする。
- (2) 個人賛助会員会費の額は、入会費 20,000 円、資料書籍等費 10,000 円、年会費 1 口 10,000 円とし、1 口以上を負担するものとする。

6) 脱退

- (1) 個人賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ国際色彩診断治療研究会事務局に届出して脱退するものとする。

7) 除名

国際色彩診断治療研究会は、次の各号の一に該当する個人賛助会員を除名することができる。

- (1) 国際色彩診断治療研究会の事業を妨げ又は妨げようとした個人賛助会員。
- (2) 会費の納入を1年以上滞納した個人賛助会員。
- (3) 許可のない医療類似行為、販売行為（不当な販売行為）、複製行為による販売、誇大な広告の表示等、国際色彩診断治療研究会の信用を失う行為をした個人賛助会員。
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした個人賛助会員。

8) その他

個人賛助会員について本規約に定めのない事項であっても必要な事項は、理事会で決定する。